

第6章 復旧・復興事業による課題

第1節 宮城県における震災からの10年

第1項 社会経済状況の変化

(1) 人口

我が国は、2008(平成20)年をピークに人口が減少しつづけている。宮城県においても同様に人口減少時代を迎えたなか、2011(平成23)年に東日本大震災が発生し沿岸市町の人口が減少した。

震災前の人口減少の状況と震災後の状況とを比較すると、沿岸市町と内陸市町村では両者ともに、震災前及び震災後において減少傾向にあるが、震災前後で趨勢の差をみると、沿岸市町では減少傾向が小さくなっている。また、沿岸市町別に見ると気仙沼市、石巻市等の6市町において震災前に比べ震災後の趨勢が好転している。

これは、安心・安全なまちづくりや復興まちづくり事業による居住基盤整備が要因の一つになっていると推察される。

表 6-1 震災前後の趨勢一覧(人口)

	人口の趨勢 [人/年]			
	震災前	直前から直後	震災後	震災前後の変化
宮城県全体	-2,989	-22,117	-3,133	-144
内陸市町村	-1,933	8,063	-2,337	-404
沿岸市町	-1,056	-30,180	-796	260
三陸地域	-1,161	-6,397	-1,274	-113
気仙沼市	-922	-4,198	-918	5
南三陸町	-238	-2,199	-356	-118
石巻・松島地域	-1,809	-16,352	-2,118	-308
女川町	-175	-1,614	-248	-72
石巻市	-1,454	-10,139	-1,253	200
東松島市	-21	-2,434	-79	-58
松島町	-184	-73	-172	12
利府町	395	599	79	-317
塩竈市	-488	-593	-359	128
七ヶ浜町	-71	-636	-190	-119
多賀城市	187	-1,462	105	-83
仙台湾南部地域	1,913	-7,431	2,595	682
仙台市・沿岸区	1,274	-2,002	1,930	656
名取市	510	-1,362	925	416
岩沼市	313	-443	66	-247
亘理町	4	-1,344	-68	-72
山元町	-186	-2,280	-257	-71

震災前：平成12(2000)年～平成22(2010)年

直前から直後：平成22(2010)年～平成23(2011)年

震災後：平成23(2011)年～令和元(2019)年

震災前後の変化：震災後の趨勢から震災前の趨勢を差し引いた値

(2) 総生産額

沿岸市町の総生産額は、震災前は横ばいの傾向で推移し、平成22(2010)年度から平成23(2011)年度にかけては、震災の影響により減少したが、平成24(2012)年度には震災前の水準まで回復した。

市町村によって傾向は異なるが、沿岸市町の総生産額は、震災後において内陸市町村を上回る増加傾向で推移している。

また、震災前の総生産額の状況と震災後の状況とを比較すると、沿岸市町と内陸市町村では、両者ともに、震災前後において同様の傾向にあるが、震災前後での趨勢の差をみると、沿岸市町は内陸市町村を上回っている。また、沿岸市町別に見ると、震災前は11市町が減少傾向にあったが、震災後は全ての市町において増加傾向にあり、特に、仙台市では、震災後において+145,749百万円/年と、沿岸市町で最も増加が大きく、被災地全体の経済を牽引している。これらは、復旧・復興事業に伴う建設業の影響が大きいほか、被災企業に向けた補助金により相当数の企業が復旧・復興事業を再開したことが要因として関わっていると推察される。

表 6-2 震災前後の趨勢一覧(総生産額)

	総生産額の趨勢 [百万円/年]			
	震災前	直前から直後	震災後	震災前後の変化
宮城県全体	-88,815	-230,927	325,645	414,460
内陸市町村	-52,757	106,959	64,004	116,761
沿岸市町	-36,058	-337,886	261,641	297,699
三陸地域	-5,545	-52,910	33,503	39,048
気仙沼市	-4,703	-41,115	24,896	29,599
南三陸町	-843	-11,795	8,606	9,449
石巻・松島地域	-8,229	-254,171	61,782	70,011
女川町	3,947	-50,706	6,273	2,326
石巻市	-16,289	-92,744	38,282	54,571
東松島市	-1,765	-9,666	7,849	9,614
松島町	9,616	-75,400	418	-9,198
利府町	1,913	-7,685	1,880	-34
塩竈市	-4,481	-6,089	3,421	7,902
七ヶ浜町	35	-3,828	2,449	2,414
多賀城市	-1,205	-8,053	1,211	2,416
仙台湾南部地域	-22,284	-30,805	166,356	188,640
仙台市	-8,698	-30,604	145,749	154,447
名取市	-7,140	17,307	10,342	17,481
岩沼市	-3,001	-11,874	3,610	6,611
亶理町	-2,300	337	2,982	5,283
山元町	-1,145	-5,971	3,673	4,818

震災前：平成12(2000)年～平成22(2010)年
直前から直後：平成22(2010)年～平成23(2011)年
震災後：平成23(2011)年～令和元(2019)年
震災前後の変化：震災後の趨勢から震災前の趨勢を差し引いた値

(3) 水産業、製造業の生産額の推移

沿岸市町の水産業の生産額は、震災前は減少傾向にあった中で、平成 22（2010）年度から平成 23（2011）年度にかけて、震災の影響によりさらに減少したが、平成 28（2016）年度には震災前の水準まで回復し、以降も増加傾向にある。

沿岸市町の水産業の生産額は、ほとんどの市町において震災前に比べ震災後の趨勢が好転し、順調に回復している。

震災前の生産額の状況と震災後の状況とを比較すると、沿岸市町においては、震災前の平成 18（2006）年～平成 22（2010）年の-452 百万円/年に対して、震災後平成 23（2011）年～平成 29（2017）年では +4,317 百万円/年と増加傾向に転じている。ただし、震災前後の傾向変化は、気仙沼市や石巻市等の影響が大きい。また、市町によって傾向は異なっており、震災前後でほとんど傾向に変化がない市町も見られる。一方で、内陸市町村では、震災前の-9 百万円/年に対して、震災後では-3 百万円/年と減少傾向が小さくなっている。

沿岸市町別に見ると、ほとんどの市町において、震災前に比べ震災後の趨勢が好転しており、特に、気仙沼市と石巻市では大きく好転している。これらは、漁港施設及び水産加工業等関連産業の復旧・復興が進んだことが要因として関わっていると推察される。

表 6-3 震災前後の趨勢一覧（水産業、製造業の生産額）

	水産業生産額の趨勢 [百万円/年]			
	震災前	直前から直後	震災後	震災前後の変化
宮城県全体	-461	-18,120	4,314	4,775
内陸市町村	-9	45	-3	6
沿岸市町	-452	-18,165	4,317	4,769
三陸地域	-815	-4,976	1,279	2,094
気仙沼市	-891	-2,149	765	1,656
南三陸町	76	-2,827	514	438
石巻・松島地域	375	-12,871	2,937	2,562
女川町	345	-3,669	723	378
石巻市	373	-6,720	1,474	1,101
東松島市	46	-434	194	148
松島町	2	-56	1	-1
利府町	1	-22	6	6
塩竈市	-326	-1,656	413	739
七ヶ浜町	-65	-308	126	191
多賀城市	-1	-6	-1	0
仙台湾南部地域	-12	-318	101	112
仙台市	-27	-40	1	28
名取市	1	-101	7	6
岩沼市	0	0	0	0
亘理町	4	-124	82	77
山元町	10	-53	11	1

震災前：平成 12(2000)年～平成 22(2010)年
直前から直後：平成 22(2010)年～平成 23(2011)年
震災後：平成 23(2011)年～令和元(2019)年
震災前後の変化：震災後の趨勢から震災前の趨勢を差し引いた値

第1章 「災害に強いまちづくり」宮城モデル」の構築

第2章 「安全安心なまちづくり」

第3章 「災害に強い「空港」等

第4章 早期復旧と復興の加速化に向けた取組

第5章 「3」伝承・減災プロジェクト

第6章 復旧・復興事業による課題

第7章 復旧・復興事業による整備効果事例集

(4) 小売業生産額の推移

沿岸市町の小売業生産額は、震災前は横ばいの傾向で推移し、平成22(2010)年度から平成23(2011)年度にかけては震災の影響を大きく受けず増加し、震災後も増加傾向にある。

市町村によって傾向は異なるが、沿岸市町の小売業生産額は、震災後において内陸市町村を上回る増加傾向で推移している。また、震災前の生産額の状況と震災後の状況とを比較すると、両者ともに、震災前後において同様の傾向にあるが、震災前後で趨勢の差をみると、沿岸市町は内陸市町村を上回っている。さらに、沿岸市町別に見ると、七ヶ浜町を除く14市町において震災前に比べ震災後の趨勢が好転している。特に、仙台市では、震災後において+34,884百万円/年と、沿岸市町で最も増加が大きい。これらは、被災事業者に向けた補助金により沿岸市町の商業機能が再生されたことが要因として関わっていると推察される。

表 6-4 震災前後の趨勢一覧(小売業生産額)

	小売業生産額の趨勢 [百万円/年]			
	震災前	直前から直後	震災後	震災前後の変化
宮城県全体	-13,363	30,831	38,343	51,707
内陸市町村	-5,224	14,556	996	6,220
沿岸市町	-8,140	16,275	37,347	45,487
三陸地域	-1,461	-10,276	1,496	2,956
気仙沼市	-1,344	-8,131	1,370	2,714
南三陸町	-117	-2,145	126	242
石巻・松島地域	-4,331	-8,395	409	4,739
女川町	-120	-1,737	149	269
石巻市	-2,307	-2,539	-357	1,950
東松島市	-151	-595	198	348
松島町	-43	18	-21	23
利府町	-270	339	189	459
塩竈市	-927	-2,248	185	1,112
七ヶ浜町	-65	172	-90	-26
多賀城市	-449	-1,805	156	604
仙台湾南部地域	-2,348	34,946	35,443	37,791
仙台市	534	31,245	34,884	34,350
名取市	-1,363	6,986	281	1,643
岩沼市	-1,227	-1,838	245	1,472
亘理町	-212	-871	10	222
山元町	-80	-576	23	103

震災前：平成12(2000)年～平成22(2010)年

直前から直後：平成22(2010)年～平成23(2011)年

震災後：平成23(2011)年～令和元(2019)年

震災前後の変化：震災後の趨勢から震災前の趨勢を差し引いた値

(5) 観光入込客数の推移

沿岸市町の観光入込客数は、震災前は増加傾向で推移し、平成 22(2010)年度から平成 23(2011)年度にかけては震災の影響により減少したが、平成 29(2017)年には概ね震災前の水準まで回復した。

市町村によって傾向は異なるが、沿岸市町の観光入込客数は、震災後において内陸市町村と同等の増加傾向で推移し、順調に回復している。沿岸市町と内陸市町村を比較すると、両者ともに、震災前及び震災後において増加傾向にあり、震災前後での趨勢の差も同等である。沿岸市町別に見ると、特に、石巻市、気仙沼市において、震災前に比べ震災後の趨勢が好転している。石巻市、気仙沼市では、かわまち交流センター(+99 千人/年)や海の市(+65 千人/年)、石ノ森萬画館(+19 千人/年)の趨勢が好転している。これらは、震災後における新たな観光集客施設等のオープンしたことや周辺の基盤整備が進捗したことに伴って観光需要の増加したことが要因として関わっていると推察される。

表 6-5 震災前後の趨勢一覧（観光入込客数）

	観光入込客数の趨勢 [千人/年]			
	震災前	直前から直後	震災後	震災前後の変化
宮城県全体	1,438	-18,128	2,538	1,100
内陸市町村	6	-3,360	574	568
沿岸市町	1,432	-14,768	1,963	532
三陸地域	18	-2,833	293	275
気仙沼市	-6	-2,108	189	195
南三陸町	24	-725	103	80
石巻・松島地域	65	-6,544	713	648
女川町	-10	-656	43	53
石巻市	-64	-935	242	306
東松島市	41	-925	95	55
松島町	-23	-1,331	59	83
利府町	44	-1,049	96	52
塩竈市	50	-993	85	34
七ヶ浜町	-11	-209	56	67
多賀城市	39	-447	37	-2
仙台湾南部地域	1,349	-5,392	957	-392
仙台市	1,264	-3,582	702	-562
名取市	-60	-573	61	122
岩沼市	46	-348	59	12
亶理町	99	-855	71	-28
山元町	1	-34	65	64

震災前：平成 12(2000)年～平成 22(2010)年

直前から直後：平成 22(2010)年～平成 23(2011)年

震災後：平成 23(2011)年～令和元(2019)年

震災前後の変化：震災後の趨勢から震災前の趨勢を差し引いた値

(総括)

震災以降の各事業の取組や、県民の力により、各社会経済指標ともに震災以前の状況まで回復し、指標によっては、震災前以上に増加しており、市町毎のマクロ的な視点では復旧・復興事業による成果が現れている。

第2節 災害に強いまちづくりにおける各取組の課題等

■新しい津波防災の考え方（レベル1，レベル2津波に対応した防潮堤等の整備）

Point	評価できること	留意すべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ●過去の津波痕跡やシミュレーションにより、一線堤として津波を防護する防潮堤の高さを設定した。 ●防潮堤の高さ設定に基づき、災害復旧事業及び海岸保全基本計画の変更を進めた。 ●一線堤については、堤防の表・裏法面と天端をコンクリートで覆う構造としたため、景観や自然環境への影響が懸念されたことから、復旧工事における環境配慮への対応が求められた。 ●防潮堤整備を推進する上で、防潮堤高さなどの整備方針を地域住民に理解を得て進めていくことが重要であり、海岸毎に防潮堤整備に係る住民説明会を開催し、地域住民の合意を得た上で、順次、事業着手した。 ●被災者及び県民の方々に復旧・復興事業を実感してもらえるような現場説明や着工式の開催に取組んだ。 ●貞山運河については「貞山運河再生・復興ビジョン」に基づき、復興のシンボルとして誇れる運河群の再構築とともに、官民連携による桜植樹などへも取り組んでいる。 ●震災による防潮堤の被災形態を分析し、防潮堤を越えるレベル2津波が来襲した場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような減災効果を 	<ul style="list-style-type: none"> ●本県の津波対策水門の被害を鑑み、堤防方式を基本とする津波防御の考え方が国に認められた。 ●堤防背後の守るべき施設を明確にした上でレベル1区間、原形復旧区間を決定することができた。 ●水門・陸閘の自動化・遠隔化について、復興枠での予算措置が認められた。 ●環境アドバイザー制度の創設により、現場特性に応じ、環境に配慮した復旧工事を実施することができた。 ●大学と連携した学術的検討や地元住民を交えた検討会等の開催により、合意形成が進んだ。 ●貞山運河再生・復興ビジョンについては桜植樹、フォーラムの開催、ボート等の水面利用がされるなど運河活用の機運醸成が図られた。 ●河川・海岸の復旧工事が完了するのを契機に、これまで各工事箇所環境アドバイザーの意見を踏まえ実施してきた環境保全対策に0ついて、その成果と課題等を環境配慮記録誌としてとりまとめた。 ●東日本大震災を踏まえた河川、海岸、港湾の津波対策施設等の復旧について、早期に統一的な考え方を示すことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●防潮堤の高さについては、学識者による技術的な妥当性評価を得て、国や県、沿岸市町が合同で検討し決定したが、合意がなかなか進まなかったことを踏まえ、住民合意を得るためには、複数案を提示した上で、現計画の優位性（妥当性）を説明する等の工夫が必要である。 ●環境配慮した事例が報道機関に取り上げられないことが多く、積極的なPRを行っていくことが必要である。 ●環境配慮の効果や妥当性を評価するにあたって、工事完了後も定期的・継続的なモニタリング調査の実施が重要。 ●統一的な考えを示すことができた反面、地域の実情や工事箇所の状況に合わせた対応が難しいこともあったことから、運用改善も必要である。

第1章
「災害に強い
まちづくり宮城
モデル」の構築

第2章
「安全安心な
まちづくり」

第3章
「災害に強い
道路・港湾・
空港」等

第4章
早期復旧と復興の
加速化に向けた
取組

第5章
震災教訓の伝承
「311」伝承・減災
プロジェクト

第6章
「復旧・復興事業に
よる課題」

第7章
「復旧・復興事業に
よる整備効果
事例集」

<p>目指した構造とした。</p> <ul style="list-style-type: none">● 「粘り強い構造」の機能が発揮された場合、津波浸水時間を遅らせることによる避難時間の確保、浸水量減少による浸水被害の軽減や復旧費用の低減等の効果が期待される。	<ul style="list-style-type: none">● 被災3県の統一的な考えをマニュアル化したことにより、国土交通省防災課との保留解除や設計変更といった各協議を円滑に進めることができた。● 県では、自治法派遣に伴う他自治体からの応援を多数受けており、マニュアルの策定により、プロパー職員はもとより、派遣職員においても統一的な考えのもと設計・施工等を行うことができた。	
--	---	--

■地域特性や被災教訓を踏まえた「新しいまちづくり」(多重防御による復興まちづくりの考え方)

Point	評価できること	留意すべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ●仙台湾沿岸部は、松島地区を除き、なだらかな海岸線の背後に平地が広がる地形のため、今回の津波では、海岸線から仙台東部道路や常磐自動車道付近までの広範囲で津波被害が発生した。 ●レベル2津波に備えた「まちづくり」の考え方については、レベル1津波を第一線で防護する防潮堤の整備と併せて、盛土構造の道路や防災緑地を配置し、その内陸側に新市街地を整備することで、大津波から多重的に防御することを基本とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ●比較的早期に多重防御により居住が可能な地区を示すことにより、新たな安全・安心なまちづくりが可能となった。 ●被災地域の特性を踏まえながら、東日本大震災での被災事象を教訓に、海岸堤防に過度に依存せず、嵩上げた道路など複数の公共施設の機能を活かした減災対策として、東日本大震災以前の津波防災にはなかった多重防御施設の計画を立案した。 ●「多重防御」を基本としたまちづくりを実現するため、多重防御機能の重要性と効果について関係省庁の理解を得て、復興交付金事業による整備が認められた。 ●多重防御の考え方を踏まえながら、津波襲来時でも機能する避難路の幅員を県独自基準として、県条例として定めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●関連する復興まちづくり事業や各施設の災害復旧事業など、数多くの事業調整を行いながら、事業の進捗を図っているものの、一部では事業調整や用地取得の難航により事業の遅れが発生したものもあり、担当部局や市町などとの横断的な調整をより一層緊密に行うことが必要である。 ●震災記憶の風化に伴う防災意識の薄れにより、確実な避難の実施や安全な居住地内での生活が維持されなくなる可能性があることから、ハザードマップ等による災害危険区域等の危険度の継続的周知や、災害の記録・教訓の伝承により防災意識を継承していくこと、住民の主体的な避難行動を促すため、避難訓練や防災訓練、地域住民への防災教育等を継続して実施していく必要がある。

■地域特性や被災教訓を踏まえた「新しいまちづくり」（復興まちづくりへの支援）

Point	評価できること	留意すべきこと
<p>●被災市町では震災直後、直面する震災関連業務に忙殺され、復興まちづくり計画を検討する余裕がなかったため、県が被災市町へ復興まちづくり計画の提案を行った。</p> <p>●震災後の無秩序な建築行為を防止するため、建築制限を実施した。</p> <p>●前例や既存の枠組みにとらわれず、地域限定で思い切った措置や地域の創意工夫を生かしたオーダーメイドの仕組みとして、東日本大震災復興特別区域制度が創設された。この制度により、医療、産業、住宅分野等での規制等の特例や産業再生を支援する税・財政・金融上の特例をワンストップで適用することが可能となった。</p> <p>●復興まちづくりを推進する上で、住民意向に沿った復興まちづくり計画など、住民との合意形成が重要となる。</p>	<p>●災害対応業務に忙殺される被災市町に代わり、県が復興まちづくり計画のたたき台を作成・提案することにより、被災市町の復興まちづくり計画策定の基礎資料となった。</p> <p>●建築基準法第84条に基づく建築制限について、被災市町と連携して迅速に実施した。また、広範囲かつ甚大な被害により、復興に向けた都市計画決定等に時間を要することから、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律に基づき、制限期間を延長し、最大8ヶ月の建築制限を実施したことにより、計画的な復興まちづくりに寄与した。</p> <p>●復旧・復興事業に要する事業費の規模を具体的に示し、被災3県及び仙台市で国に強く要望し、地方負担を伴わない新たな交付金制度が創設され、被災市町の目指す復興まちづくりに寄与した。</p> <p>●制度改善や新規事業の創設により、被災市町の創造的復興に貢献することができた。</p> <p>●人材確保については、国に依頼し全国規模での支援を要請した。また、要請ルートを統一することにより、支援要請の混乱を避けることができた。</p> <p>●事業を円滑に推進するため、復興まちづくり事業のコーディネート業務の委託方法を検討し、民間のノウハウを積極的に活用することができた。</p> <p>●移転後のコミュニティなどを見据えた復興まちづくりを行</p>	<p>●大規模災害時における復興まちづくり計画や建築制限の可能性については、地形やインフラ状況など地域の実情に合わせて、事前に想定し、検討しておくことが必要である。</p> <p>●今後の復興まちづくりにおいては、いわゆる「事前復興」の考え方のもと、事前のまちづくり想定や移転先の計画と併せ、住民意向なども調査しながら、移転元地の利活用も事前に検討しておくことが必要である。また、被災想定に基づいた持続可能な復興まちづくりについて、被災前から行政と住民が検討しておくことが必要である。</p> <p>●事前の被害想定に基づき、復旧・復興事業の事業量から、必要とされる職種・人員規模を想定しておくことが必要である。</p> <p>●防災集団移転促進事業において、行政サービスやコミュニティ維持の観点から、既存集落の集約を試みたが、生まれ育った土地への愛着や近接する生業の点等から住民合意が得られず、集約が図られなかったことから、将来を見据えた集約化を事前に検討しておくことが必要である。</p>

第1章
まちづくり宮城
モデル」の構築

第2章
安全安心な
「まちづくり」

第3章
「災害に強い
道路」・「港湾」・
「空港」等

第4章
早期復旧と復興の
加速化に向けた
取組

第5章
震災教訓の伝承
「3」伝承・減災
プロジェクト

第6章
復旧・復興事業に
よる課題

第7章
復旧・復興事業に
よる整備効果
事例集

	<p>政と住民が一体となって進めることができた。</p> <p>●住民意向の変化に対応するため、継続的な住民意向調査を行い、住民意向を反映した柔軟な事業手法や適切な事業規模で居住基盤を整備することができた。</p>	
--	---	--

■住まいの早期復旧（災害公営住宅及び復興住宅の整備）

Point	評価できること	留意すべきこと
<p>●壊滅的な被害を受けた市町では、被災者支援や避難所の運営、その他の業務に追われ、災害公営住宅整備業務に従事する職員が圧倒的に不足し、また、災害公営住宅の整備に関する技術・知識を備えた職員も不足しており、公営住宅整備のノウハウも不足していた。</p> <p>●津波による被害が甚大で、津波被災地では災害危険区域などによる建築制限が設けられ、住宅の現地再建ができなかったことから、新たな災害公営住宅を高台・内陸移転し整備する上で、建設用地の確保が困難な状況であった。</p> <p>●民間のノウハウを活用した整備手法として、「土地+建物」を一体整備する公募型民間買取や、地元の資材や技術を生かした木造住宅整備を行う協議会方式などにより早期整備に取り組んだ。</p> <p>●東日本大震災により住宅に被害を受けた方の中には、その被災した住宅にローンを有するケースがあり、新たにローンを組んで住宅の再建を行う場合、かなりの負担となることから、「宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）」として、既存の住宅ローンに係る5年間の利子に相当する額を県が補助する取組を行っている。この他にも、関係する機関による事業が展開され、被災された方の自立再建支援を行っている。</p>	<p>●災害公営住宅については、事業主体である被災市町においてマンパワーやノウハウが不足する中、地域の実情に応じた様々な整備手法を活用することで、県・市町・UR都市機構及び民間事業者等が連携し、円滑な整備を図ることができた。</p> <p>●各種会議における情報共有や意見交換を通じて、国、県、各市町、大学及び民間団体などが連携し、住宅の早期復興に向けた課題に取り組み、災害公営住宅整備や住宅再建支援の円滑化・効率化を図ることができた。</p> <p>●宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）や宮城復興住宅マッチングサポート事業を実施することで、被災者の住宅再建を支援することができた。</p>	<p>●公募型民間買取整備については、民間事業者は資金力が必要であるため、今後、前払い金等の方法も含めた検討が必要である。</p> <p>●協議会方式については、実勢価格の把握が難しいことや、事業者ごとに建物の標準仕様が異なるため、発注者側で仕様・基準の統一化等が必要である。</p> <p>●災害公営住宅の入居者資格において、収入要件は緩和されているが、入居後は公営住宅に準じ、高額所得者に認定されれば住居の明け渡し義務が生じるため、こうした事例への対応について検討が必要である。</p> <p>●宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）については、より多くの被災者の自立再建を支援することができるよう、次の災害に備え、要件の見直し等について検討が必要である。</p> <p>●災害公営住宅の整備に当たって、地域の実情に応じた整備手法を活用できるよう、整備計画を可能な限り事前に策定しておく必要がある。また、円滑な整備の推進のために組織横断の連携が重要である。</p>

第1章 まちづくり宮城
「災害に強いモデル」の構築

第2章 安全安心な
「まちづくり」

第3章 「道路・港湾」等
「災害に強い」

第4章 早期復旧と復興の
取組 加速化に向けた

第5章 震災教訓の伝承
プロジェクト

第6章 復旧・復興事業に
よる課題

第7章 復旧・復興事業に
よる整備効果事例集

■ラダー型防災道路ネットワークの整備

Point	評価できること	留意すべきこと
<p>●南北（縦軸）ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の高規格幹線道路(常磐自動車道、三陸縦貫自動車道、仙台東部道路)は津波の影響を受けることなく、「命の道」として救急救命活動や緊急物資輸送に重要な役割を果たした。このことから、常磐自動車道及び三陸縦貫自動車道は、東日本大震災からの復旧・復興事業を支援し、今後起こりうる大規模災害時にも有効に機能する沿岸部の防災道路として、早期の全線供用を目指し、取り組んだ。 <p>●東西（横軸）ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災初動期において、被災した沿岸部へのルート確保を目的として、東北縦貫自動車道や国道4号(縦軸)を起点とし、沿岸部に向かって道路啓開を展開した「くしの歯作戦」が示すように、南北(縦軸)ルートが有機的に機能するためには、東西(横軸)ルートによる相互連携が重要となる。沿岸部の高規格幹線道路と内陸部の道路を結ぶ、みやぎ県北高速幹線道路の整備を推進し、早期の供用を目指し、取り組んだ。 <p>●県際・郡界の道路整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災では、地域間ルートの被災により迂回を余儀なくされた。さらに、県際道路の冬季閉鎖によって隣接県からの物資輸送ルートが限定されたため、沿岸部への物資輸送に多大なる時間を要したことから、隣接県との広域連携の強化を図る県際道路の整備や、地域間連携の強化を図る郡界道路の整備を推進し、複数の東西連携軸を構築する防災道路ネットワークの形成 	<p>●東日本大震災での被災を教訓に、防災道路としての「縦軸」及び「横軸」といった道路のネットワーク機能や重要性を明確にし、今後起こりうる大規模災害時にも有効に機能する道路計画を立案した。</p> <p>●離半島部をはじめとした、災害時に孤立しやすい地域にも配慮しながら、復興まちづくり計画と連携した道路計画を立案した。</p> <p>●復興予算などの新たな制度や枠組みを最大限活用し、確実に予算を確保しながら、スピード感を持った事業推進を図った。</p> <p>●復旧・復興事業の進捗を県ホームページに掲載し、広報誌などを定期的に発刊するなど、復旧・復興事業の「見える化」を行い、地元住民をはじめ、県内外に幅広く発信することができた。</p>	<p>●関連する復興まちづくり事業や各施設の災害復旧事業など、数多くの事業調整を行いながら、事業の進捗を図っているものの、一部では事業調整や用地取得の難航により事業の遅れも生じていることから、担当部局や被災市町などとの横断的な調整をより一層緊密に行うことが必要である。</p>

を目指し、取り組んだ。

● 離半島部の道路整備

- ・ 離島部では、東日本大震災の津波による漂流物などによって定期航路が運航不可能となり、長期間にわたり孤立した。また、半島部においても、通行止め箇所が多数発生し、集落の孤立が発生したことから、離半島部を連絡する道路や架橋の整備を進め、集落の孤立を防ぐ災害に強い道路ネットワークの構築を目指し、取り組んだ。

第1章

「災害に強いまちづくり宮城モデル」の構築

第2章

「安全安心なまちづくり」

第3章

「災害に強い道路」・「港湾」・「空港」等

第4章

早期復旧と復興の加速化に向けた取組

第5章

震災教訓の伝承「3」伝承・減災プロジェクト

第6章

「復旧・復興事業による課題」

第7章

「復旧・復興事業による整備効果事例集」

■物流・交通基盤の強化（災害に強い「港湾」）

Point	評価できること	留意すべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災に伴って発生した津波により、コンテナや完成自動車等の貨物が流出・散乱し、家屋等の倒壊を誘発するとともに、港湾内外に多くの津波漂流物が堆積し、避難者や港湾従事者の救助や避難、船舶や車両による緊急物資の輸送に支障をきたした。 ●これらの震災経験を教訓とし、レベル1津波に対しては、防潮堤の整備により防護するが、レベル2津波に対しては臨港地区へ障害物が流入しない対策を行うことで、緊急輸送路・避難路を早期に確保するための対策を講じることとした。 ●仙台塩釜港、石巻港、松島港の3港が地理的・経済的な重複化が震災前から指摘されており、3港を統合して東北の物流基盤の強化・効率化に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●仙台塩釜港仙台港区において、港湾施設背後地の被害拡大の要因の1つとなった津波漂流物対策施設の整備を進めた。 ●津波災害時には、港湾の海側部分に津波漂流物が堆積することから、立地企業や港湾利用者に対する丁寧な説明に取り組んだ。 ●仙台塩釜港、石巻港、松島港の3港統合による港湾機能の特化と早期復旧・整備に向けた選択と集中を進めることができた。 ●構造改革特区や国の車両購入費用の補助制度などの創設により、45フィートコンテナの利用が増加するとともに、経済的に利用が行われている。 ●震災後の取扱貨物量のV字回復が果たされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●津波漂流物対策施設については、津波被害を減災するための施設であり、その役割を立地企業や港湾利用者のみならず、周辺住民等に知っていただくような取組が必要である。

■物流・交通基盤の強化（災害に強い「空港」）

Point	評価できること	留意すべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ●仙台空港は、米軍支援（トモダチ作戦）等により、震災後1ヶ月で国内臨時便の運航を再開するなど、空港機能の早期回復により、人員・物資輸送に大きな役割を果たした。 ●仙台空港の施設復旧に当たっては、主要設備の浸水対策を実施し、再度災害防止に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●仙台空港ビル株式会社及び仙台空港鉄道株式会社の両社とも、電気設備や通信設備等の浸水対策を実施し、再度災害防止に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●空港機能使用停止時には代替ルートなどを準備するなど、復旧後は速やかに荷物が戻るように事前計画を整備しておく必要がある。

■その他の取組（下水道施設の取組）

Point	評価できること	留意すべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ●沿岸部の流域下水道 3 処理場（仙塩・県南・石巻東の各浄化センター）は機能停止に至る甚大な被災を受けたが、未処理下水の溢水対策及びポンプ揚水能力の段階的復旧に努めた。 ●下水道施設の復旧に当たっては、重要施設の耐水化・高層化を図り、再度災害防止に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●津波により機能を失った流域下水道の処理場においては、溢水を防ぐ緊急措置や応急工事を行いながら、段階的復旧などにより、円滑に処理場の機能回復を図ることができた。 ●ポンプ室、電気室、監視制御室などの重要施設は、耐水化や高層化などの浸水対策を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●処理場で発生する汚泥については、汚泥処分先が確保できない等により、処理場内への仮置きとその臭気対策が必要となったので、平時からの汚泥処分先の確保が必要である。

■その他の取組（県有建築物の取組）

Point	評価できること	留意すべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ●地震と津波により甚大な被害を受けた県内の公共建築物の復旧・復興事業は、基本的に災害に強いまちづくり『宮城モデル』の新しいまちづくりの考え方に沿って進められた。 ●新しいまちづくりの考え方の基本は、三陸沿岸リアス地形における高台移転、仙台湾沿岸低平地における多重防御施設による減災効果と現位置再建・内陸移転の組み合わせ、の2通りの考え方であるが、県営繕課が事業主務課からの執行委任を受けて施行する県有建築物の復旧・復興事業も基本的に、この2通りのタイプに分けられる。 ●庁舎、学校等の県有建築物が地域の地震・津波災害の防災拠点施設としての役割を果たすべく復旧・復興事業が進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●主務課との協議を通じて、県の震災復興モデルや復興まちづくり計画と連携した県有建築物の復興事業の執行を推進した。 ●時間的・予算的に厳しい制約条件の中で、庁舎や学校等が地域の中で担うべき防災拠点としての機能を備えた建築計画の実現を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の円滑な執行のためには、事業の執行依頼元である主務課と、その企画立案・計画の段階でより緊密に調整を図り、事業全体の執行に密接に関与していくことが必要である。 ●事業を執行委任されるという受け身的な立場でなく、復旧・復興事業の進捗を県ホームページに掲載し、県営繕課・設備課の施行する営繕事業（県有建築物の建設事業）について、県民をはじめ、部内・庁内も含めて県内外に幅広く発信していくことが必要である。

第1章
まちづくり宮城
「災害に強いモデル」の構築

第2章
安全安心な
「まちづくり」

第3章
「道路」・「港湾」・
「空港」等
「災害に強い」

第4章
早期復旧と復興の
加速化に向けた
取組

第5章
3.1「伝承・減災
プロジェクト」
震災教訓の伝承

第6章
「復旧・復興事業に
よる課題」

第7章
「復旧・復興事業に
よる整備効果」
事例集

■早期の用地取得方策

Point	評価できること	留意すべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ●県内における土地価格のバランスを確保する必要があり、被災15市町の136地点で平成24(2012)年4月1日時点における不動産一括鑑定評価を実施し、震災補正率判断基準の統一化を行った。 ●前年度の「補償金算定標準書」に定める補償単価により契約できる場合は6月末までとされていたが、交渉状況や交渉内容によっては対応が難しいことがあり、物価修正率による再積算の検討や前年度補償単価による契約締結期限の特例などの対応を行った。 ●用地担当職員のマンパワー不足を解消するため、補償コンサルタントへの用地交渉を含む業務や用地関連業務の監理業務の委託を実施した。その他土地開発公社への業務委託を実施した。 ●膨大な量(筆数)の用地取得に伴い、その権利調査や取得した用地の登記事務も膨大となり、従来の沿岸3土木事務所の登記嘱託員だけでは対応できないため、内陸の4土木事務所の登記嘱託員による支援体制を整備した。さらに、登記事務の迅速化のため、業務委託も積極的に活用し、事務所の発注事務の負担軽減のため、平成25(2013)年度から土地家屋調査士協会及び司法書士協会と業務委託に係る業務委託の単価の協定を締結した。 ●その他、国に対して、登記処理の迅速化のための対応を要望した。 ●取得する必要がある土地の登 	<ul style="list-style-type: none"> ●建物移転料について、前年度補償単価での契約の特例対応により、早期の補償契約締結が図られた。 ●用地補償総合技術業務について <ul style="list-style-type: none"> ・民間補償コンサルタントへ委託、用地取得業務及び多数権利者が存する土地の処理等に関する業務について土地開発公社へ委託するなど、外部委託の積極的な活用は、用地担当職員のマンパワー不足の解消に効果があった。 ●登記嘱託員の事務所間での支援体制の確立、登記業務の外部委託及び国に対しての登記処理迅速化の要望により、膨大な登記事務の促進が図られた。 ●文書による用地交渉により、対面での交渉に要するマンパワーの節減、収用裁決までの時間短縮が図られたとともに、これまで見通しづらかった「多数権利者が存する土地」の取得時期について、ある程度の予測が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●物価修正率を用いた建物移転料の年度替りによる再積算については、損失補償基準等の規定及び他県の動向等の理由により、導入に至っていない。今後、状況を見ながら再度検討が必要である。 ●用地補償総合技術業務において、難しい事業箇所の契約率が低いため、効率的な活用が図られる発注箇所の選定が必要である。また、補償コンサルタントに対しても、交渉技術の向上等を求めることが必要である。 ●土地収用制度の活用においては、多大な時間と労力を要することから、事業認定申請～収用裁決申請～用地の権利取得～工事発注・完了の全体スケジュールを工事担当職員と用地担当職員が十分に理解・調整しながら進めることが必要である。 ●土木事務所の用地担当職員数は減少しており、特に、用地経験の豊富な職員が少なく、経験年数3年未満の職員が半数を超えている(令和2(2020)年4月1日現在)。ことから、これまでの震災対応で蓄積してきた知識や用地交渉等業務のノウハウを職員間で継承するとともに、実践的な研修の実施により用地担当職員を育成していくことが必要である。 ●数多くの用地隘路があり、任意取得が難しいものについては土地収用制度を活用し、解決を図ってきた。そこに至るまでの用地担当職員と収用委員会事務局の苦労は計り知れないものがあり、今回、用地補償業務困難事例集及び収用裁決事例集を作成することにより、今

第1章
「災害に強い
まちづくり宮城
モデル」の構築

第2章
「安全安心な
まちづくり」

第3章
「災害に強い
「道路」・「港湾」・
「空港」等

第4章
「早期復旧と復興の
加速化に向けた
取組」等

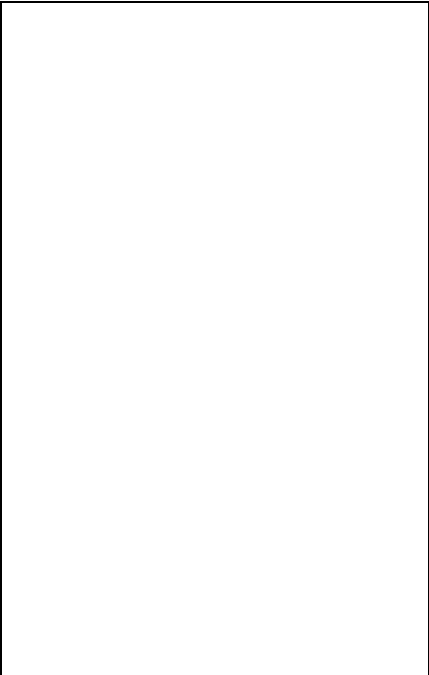
第5章
「震災教訓の伝承
3」伝承・減災
プロジェクト

第6章
「復旧・復興事業に
よる課題」

第7章
「復旧・復興事業に
よる整備効果
事例集」

記名義人数は約 7,500 人に及んでおり、多数共有地でさらに相続が発生している土地などは、一筆の土地で数百人の権利者数となる土地も少なくなく、これらの権利者全てとの対面交渉は困難であった。収用裁決を前提とする権利者多数となっている土地の取得については、文書による交渉を行うこととし、任意での契約ができない場合は、文書による交渉結果により裁決申請に移行できるようにした。

●用地隘路について、土地収用制度や財産管理制度を活用して用地取得を進めた。



後、用地隘路の解決や土地収用制度等を活用する上で参考となる事例集を作成することとした。

■受注環境改善と施工確保対策

Point	評価できること	留意すべきこと
<p>●復旧・復興工事の本格化に伴い、受注者側の技術者不足が顕在化し、入札不調へ対応するため、既存制度の拡充や緩和などの入札契約制度の運用・改善とともに、実勢を反映した予定価格の設定や業務執行体制の強化に取り組んだ。</p> <p>●復旧・復興工事の本格化に伴い、一部建設資材において、需給のひっ迫及び価格の高騰が生じたことから、資材の安定供給を図るため「建設資材供給安定確保対策計画」を策定した。また、生コンクリートの安定供給に向け、仮設プラントを設置し、指定された災害復旧工事を対象に供給を行った。</p>	<p>●東日本大震災においては、早期復旧・復興が喫緊の課題であったことから、工事の品質を確保しつつ、速やかに事業を推進させるための方策として、総合評価落札方式特別簡易型を導入するなど、入札契約制度の改善を図るとともに、配置技術者の配置要件を緩和するなどの入札不調対策を行った。</p> <p>●現場代理人の常駐緩和や主任技術者の配置要件の緩和等を実施し、慢性的な技術者不足に対応した。</p> <p>●復興JVの運用により、地域に精通した地元企業と高い技術力を持った県外企業が共同企業体を結成し、大型化する工事への施工体制を強化することができた。</p> <p>●不足する工事執行者のマンパワー不足を解消するため、仙台土木事務所職員が東部土木事務所、登米地域事務所職員が気仙沼土木事務所の業務支援を行ったほか、CM業務を活用するなど円滑な工事執行に努めた。</p> <p>●例年4月に行っていた設計労務単価改定の前倒し実施や、間接工事費の割り増しを行う復興係数の導入など、実勢を反映した適正な予定価格の算出により、復旧・復興工事の施工確保に大きく寄与し、工事の進捗が図られた。</p> <p>●地方執行権限の拡大と発注ロットの拡大により、事務負担の軽減が図られたとともに、件数の減少により、受注者側の技術者不足への対応に効果があったと考えられる。</p>	<p>●技術者の確保対策等により、入札不調率は平成24（2012）年度をピークに減少したが、震災前と比較すると依然高い水準で推移している。発注の平準化や施工の効率化に向けたICT等の新技術の導入などを進めていく必要がある。</p> <p>●復旧・復興事業完了後は、建設投資額の急激な減少が見込まれ、受注競争が激化することによる経営環境の悪化が想定される。これらの課題に対応するため、「第3期みやぎ建設産業振興プラン」（令和3（2021）年度～令和6（2024）年度）を策定し、担い手の確保・育成や生産性の向上、経営の安定・強化、災害対応力の強化など「地域の守り手」として、宮城の県土づくりを担う持続可能な建設産業の実現を目指す。</p> <p>●近年、頻発化・激甚化する災害に対応するため、東日本大震災で実施した円滑な施工確保への取組や建設資材の安定確保などの対策について、より良い制度設計の構築を行う。</p>

第1章 「災害に強い
まちづくり宮城
モデル」の構築

第2章 安全安心な
「まちづくり」

第3章 「災害に強い
道路」・「港湾」・
「空港」等

第4章 早期復旧と復興の
加速化に向けた
取組

第5章 震災教訓の伝承
「311」伝承・減災
プロジェクト

第6章 復旧・復興事業に
よる課題

第7章 復旧・復興事業に
よる整備効果
事例集

	<p>●膨大な工事量に対する建設資材の安定確保のため、関係機関、業界団体等の相互の情報共有や需給調整により、生コンクリートなどの主要資材の安定供給を図り、復旧・復興工事を推進した。</p>	
--	--	--

■災害復旧事業における取組

Point	評価できること	留意すべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 応急復旧の方針決定の経緯 災害直後は、津波により、膨大ながれきや津波堆積物が発生した。自衛隊や東北地方整備局を中心とする道路啓開が行われ、いち早く救援ルートが確保された。 ● 地震発生から2日後、国土交通省防災課との電話協議により、がれき撤去を含む応急工事は管理者責任で対応することとし、査定申請時は、応急工事の必要性や着手前の状況をしっかり説明できるよう資料を整備したうえで、輸送路の確保を最優先に応急工事を行った。 ● 津波被害を免れた内陸部では、地震による道路路面災がほとんどであったことから、平成20（2008）年の岩手・宮城内陸地震の際に適用した方針を準用すべく国土交通省防災課、東北財務局、岩手県、福島県、仙台市と調整を図り方針をとりまとめた。 ● 津波浸水区域については、未曾有の甚大な被害であったことから、査定の簡素化による迅速な査定決定に向けて、国土交通省防災課と調整を進めた。 ● 災害査定の実施にあたっては、内陸部の道路災害等、査定準備ができた箇所から査定を順次実施し、査定次ごと（5日間）に6班体制で約200件を査定申請した。 ● 津波浸水域の査定では、件数、金額とも大幅に増加し、最大で1週間に12班体制、429件、約2,513億円の査定を実施することとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成23（2011）年12月までの査定完了目標は、がれき処理後の津波浸水区域の査定、河川の方針が決まった後の橋梁の査定等があり、非常にタイトで不可能であると思われたが、目標があったため、査定がより簡略化された面もあったと思われる。 ● 総合単価や机上査定、現地決定額の適用拡大などの災害査定の簡素化は、甚大な被害に対する災害復旧事業の迅速化や効率化に大きな効果があった。 ● 被災箇所のまとめ（エリア）を1箇所工事とみなすことが可能となったことは、沿岸部など住宅地の道路が全て被災している場合、一定のエリアの被災を1件として申請でき、非常に有効な取扱いとなった。 ● 調査測量設計等についても多額の費用がかかることから、協議設計が認められたことにより、測量試験費が補助事業として計上が可能となったことは、非常に有効であった。 ● 協議設計による申請を行えたことにより、通常の査定申請のスタイルに纏めきれなかった多くの被災箇所が負担法による復旧事業にて採択されたことは非常に有効であった。 ● 通常、県単独費で対応する査定設計書作成のための調査測量設計の委託費が全額補助として認められたことにより、県財政にとって大きな負担軽減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路災の件数が多く、その調査のために多く、コンサル等を割り当てたため、沿岸部の調査、設計等のコンサル不足が深刻な問題となった。 ● 市町村の災害査定のための人員は、本県職員のみでの支援では調整が不可能な状況であったため、県外からの応援（地方自治法派遣）を受けたが、市町村の災害査定が終了したのは平成29（2017）年1月下旬であった。県と市町の業務分担や資料の引継ぎ方法など検討する必要がある。 ● 実地査定の方がスムーズに実地査定が出来る箇所もあったが、5,000万未満は一律机上査定となり、効率が図られないケースが見受けられた。 ● 協議設計は、復興まちづくり計画などとの調整のため、実施保留解除まで非常に長期間を要することになった。 ● 委託費補助申請の準備から交付決定までの期間が短く、事務手続きが非常に煩雑となった。 ● 実施保留解除は、過去の実務経験が無く、多くの職員がこの業務に係る時間や業務量、難易度等について知識がなかった。そのため、解除までのスケジュールを適切に計画することができず、解除スケジュールの時点修正の度に乖離していく実情について説明が必要となった。 ● 実施保留解除は、詳細設計に基づいて解除されるのが原則であるが、早期復旧実現のため

●災害査定に要した期間は、県事業で平成23(2011)年12月23日の28次査定、市町村事業では平成24(2012)年1月27日の29次査定までとなり、約9ヶ月間を要した。全29次査定までの地震災の総計として、県が1,926件、市町村(仙台市除く)が4,015件、計5,941件(水管理・国土保全局分で下水道を除く)が採択され、うち保留(仮決定)箇所が33件となった。(水管理・国土保全局分で下水道を除く)。

※詳細については「東日本大震災公共土木施設等災害復旧事業 検証報告書」(H29.3)を参照

●実施保留解除において、相当の期間を要すると思われる箇所において、一部事前着手が可能となったことは、早期復旧において非常に効果があった。

●設計変更の簡素化で、国土交通大臣の承認が必要な要件が3千万円から5千万円に拡大されたことにより、元々事業費の大きい協議設計案件を除き、設計変更協議に係る業務の軽減につながった。

め、設計熟度の低い状況で解除した箇所は、早期着手できた反面、設計変更協議における変更理由や説明資料作成に相当の労力と時間を要することになった。

●早期現場着手のため、設計熟度の低い状況で実施保留解除を行った箇所は、関係機関等の最終調整等により修正設計が必要となる場合があり、修正設計に要する費用は単費(工事雑費等)で対応することとなった。

●実施保留解除にあたっては、他事業との調整を図り解除しているが、市町事業、農水事業等との計画策定進度に差が生じ、部分的に手戻りが生じる箇所があった。

●国土交通省防災課との協議について、他県で大規模災害が発生した際に、協議時間を確保するに苦慮した時期があった。協議に当たっては、打合せに相当の時間を要することから、事前に協議件数や日数等の調整を国土交通省防災課と行う必要がある。

●査定申請額よりも実施保留解除額が大幅な増額になることが多く、平成25(2013)年度に実施保留解除の協議を中断し、県全体の解除後における総事業費の見込み、増額要因の分析を行う必要が生じ、対応に時間を要した。

■3.11 伝承・減災プロジェクト

Point	評価できること	留意すべきこと
<p>●県は、昭和三陸津波を契機に沿岸部の住宅建設を規制する条例を制定したが、その教訓は受け継がれたとは言い難く、東日本大震災で再度被害を受けることになった。今後は、想定外の災害に備えるために必要な、確かな危険予知力と柔軟かつ臨機応変な避難行動力を確実に後世に受け継ぎ、二度と津波で人命を失うことのない地域社会をつくるために、「3.11 伝承・減災プロジェクト」として震災記憶の風化防止と後世への伝承をスローガンに掲げ、様々な取組を行う。</p> <p>●『“記憶”より“記録”で「ながく」伝承』、『かたりへの裾野を拡げ「ひろく」伝承』、『防災文化を次世代へ「つなぐ」伝承』の三本柱でプロジェクトを推進している。さらに、伝承サポーター制度により、本プロジェクトに賛同し、伝承・減災を後押ししていただける人を、「伝承サポーター」として認定し、サポーターの立場でそれぞれの伝承・減災を進めてもらっている。</p>	<p>●津波防災意識の啓発については、震災以前から進めており、東日本大震災後も早い段階から震災記憶の風化防止及び後世への伝承のための取組を進めることができた。</p> <p>●伝承活動に地域住民や民間企業が参加しやすい仕組みとして制度化された伝承サポーター制度により、官民連携を進め、徐々に県民に浸透し、協力を得られてきている。</p>	<p>●震災から5年が過ぎ、被災した沿岸市町において復興まちづくりが進んできており、地元の人々の生活再建がこれから始まる地域もある中で、震災伝承をはじめとしたソフト対策を推進していくことが必要である。</p> <p>●特に、防災文化を次世代へ「つなぐ」伝承に係る津波防災教育の推進については、教育機関とともに積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>●今後、3.11 伝承・減災プロジェクトの取組と、津波避難計画や津波避難標識等の市町村の取組を積極的に連携させることにより、迅速な避難行動へつなげる仕組みを構築していくことが必要である。</p>